

34) 品目名：フライアッシュ入り再生砕石

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。 (1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素 (2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質
規格に関する基準	1 「秋田県石炭灰リサイクル再生砕石使用基準」（令和5年4月秋田県建設部）に適合していること。 ただし、RC-80を使用する場合については、この限りでないものの、上記使用基準4-2に留意すること。
循環資源の配合率	1 「秋田県石炭灰リサイクル再生砕石使用基準」（令和5年4月秋田県建設部）5. 石炭灰再生砕石の品質基準に適合する配合率とする。 ただし、RC-80を使用する場合については、この限りでない。

平成28年2月4日制定

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から原材料を除外、ただし書の追加）